

第30江府町農業委員会総会会議録

招集年月日 令和4年8月9日(火)

招集場所 江府町役場2階多目的室

開 会 午前9時30分 会長宣言

出席 農業委員(10人)・農地利用最適化推進委員(5人)

1番	松本 良史	7番	梅田 茂
2番	高津 孝司	8番	遠藤 功
3番	船越 征子	9番	奥田 隆範
4番	加藤 直行	10番	山本 信男
5番	松原 憲治		
6番	本高 善久		
	見山 収		谷口 一郎
	宇田川 保		竹内 求
	神庭 良昌		

欠席 農業委員(1人)・農地利用最適化推進委員(0人)

11番 長尾 保

職員及び関係者 事務局長事務取扱 産業建設課課長 末次 義晃

1. 議長は本日の議事日程を下記のとおり報告した。

- 第1号議案 農用地利用集積計画(案)について
- 第2号議案 農用地利用配分計画(案)について
- 第3号議案 非農地証明について
- 第4号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見具申について
- 第5号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見具申について
- 第6号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見具申について

2. 議事についての記録は末尾のとおり。

開 議 午前9時30分

会議録署名委員の決定

議長、会議に先立ち下記のとおり署名委員を指名する。

10番委員 山本 信男 1番委員 松本 良史

会 長： 皆さんおはようございます。本日は第30回の総会と言う事で、また一つの節目となる総会となりました。皆さんお揃いでご出席を頂きましてありがとうございます。ご案内のとおりこのところ連日35度を超える猛暑日が続いて、その上に極致的な雷雨も頻発するなど非常に不安定な状況にあります。これから出来秋に向けていもち病等の発生が無い様何とか順調に推移をして、春先以降の厳しい労働に報いる様な豊穰の秋になればいいなと祈念をしております。さて新年度4月に新しく就任されました西岡事務局長、就任の際のご挨拶で「近い将来入院手術を予定しているのですが、ご迷惑を掛けるかもしれないが、よろしくをお願いします。」と言う挨拶を頂いていたのですが、7月の中旬に入院をされまして手術をされました。8月5日に退院をして、手術後1ヵ月後に出勤予定だと伺っております。この間西岡局長不在にあつては主幹部署である産業建設課の方で我々委員会業務を対応していただいております。こういう事情でございますので皆さん方におかれましてもご賢察の上、ご理解ご協力を賜ります様よろしくお願い申し上げます。本日の総会は議案のとおり6件の議題を提案させていただきますので、慎重に審議を賜ります様お願い申し上げます。

議 長： それでは総会審議に入ります。出席確認でございます。本日の出席委員は委員会規則に定める過半数に達しておりますので本日の総会は成立していることを報告申し上げます。次に議事録署名委員の指名でございます。署名委員を議長が指名することに異議ございませんか。

委 員： 異議なし（全員）

議 長： ありがとうございます。それでは議事録署名委員を議席番号10番、山本委員さん、同じく議席番号1番、松本委員さんをお願いをしたいと思います。尚会議書記は事務局を指名します。日程に従いまして報告事項でございます。報告事項2点ありますので事務局より一括説明をお願いします。

事務局： はい、改めましておはようございます。冒頭会長さんのご挨拶にもありましたけども、西岡局長が入院をしております。退院までの間農業委員会の事務局長の事務取扱と言う事で兼務事例が期間限定で出ております。退院までの間不十分かもしれませんがよろしくお願いしたと思います。そうしますとお手元の資料についてご説明をさせていただきます。報告事項が2件ございます。2ページ目をお開き下さい。報告事項（1）合意解約についてと言う事で、場所が〇〇でございます。借受人が大字〇〇△△△番地△、〇〇〇〇さん、貸付人が〇〇〇〇〇〇△△△番地にお住いの〇〇〇〇さんでございます。農地が3筆ございます。何れも字で言えば〇〇になりますが、地番が△△△番△、△△△番△、△△△番△の〇〇〇が3筆で面積が合計で△、△△△㎡でございます。こちらにつきまして当初の契約が令和△年△月△△日から令和△年△△月△△日までの△年△△ヶ月、経営基盤強化法に基づきます賃貸借契約を結んでおられましたが、この度合意解約と言う事でございます。合意解約の成立日が△月△△日と言う事で、実際の契約期間は△年△ヶ月でございます。解約の理由等と言うところで、借受人の都合によると言う事でございます。これについては後ほど説明をしますが、農地中間管理機構へ乗り換え

に伴う合意解約の案件でございます。1枚おはぐりいただきまして3ページに地図を付けております。報告事項(1)につきましては以上でございます。続きまして報告事項(2)の説明をいたします。資料は4ページ以降になります。所有権取得の届出についてと言う事で、農地法第3条の3の規定により届け出があったものでございます。場所は〇〇集落になります。筆が全部で△△筆、上から行きますと〇〇△△△番、同じく△△△番、〇〇〇△△△番△、〇〇△△△番△、〇〇〇△△△番、△△△番△、〇〇△△△番、同じく〇〇△△△△番、△△△△番、〇〇〇△△△△番、〇〇△△△△番、△△△△番、〇〇△△△△番△の全部で△△筆でございます。地目は田なり畑でございますが、合計で△△、△△△㎡と言う事でございます。権利を取得された方が〇〇〇〇さん、〇〇〇〇〇〇お住いの方ですが、〇〇の〇〇〇〇〇んからの相続によるものでございます。実際の場所でございますが5ページ、6ページに地図を載せております。当該地は赤く塗ってあるところでございます。圃場整備地内もあれば山の中といったところもあります。後ほどこの一部について非農地の議案もありますので、詳細は後段の方で説明をさせて頂ければと思います。報告については以上でございます。

議長： はい、ありがとうございました。報告事項(1)は将来的な中間管理権の提案、報告事項(2)は相続による所有権取得案件です。皆さんの方で質問ご意見がありましたらお願いします。無い様ですので日程6の議事に入らせていただきます。議案第1号、農用地利用集積計画(案)につきまして提案説明をお願いします。

事務局： はい、議案第1号、お手元の資料の7ページ以降と言う事でございます。内容につきましては8ページの農用地利用集積計画以降になります。9ページをご覧いただけますでしょうか。掲載は報告事項で出させていただきました合意解約に係る土地でございます。〇〇〇〇△△△番△から△△△番△までの△筆、△、△△△㎡でございます。こちらについて貸付人〇〇〇〇様から〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇への貸し付けと言う形で計画をさせて頂いているところでございます。11ページにつきましては〇〇〇〇〇〇〇〇の経営状況と言う事で載せさせて頂いております。場所については12ページに地図を載せております。以上でございます。

議長： はい、ありがとうございます。第1号議案の提案説明をいたしました。質問、意見のある方は挙手をお願いします。ございませんか。無い様ですので質疑を打ち切り採決を取ります。議案第1号、農用地利用集積計画(案)につきまして原案賛成の方の挙手を求めます。

委員： はい(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案通り決定をいたしました。続きまして議案第2号、農用地利用配分計画(案)について、事務局より提案説明をお願いします。

事務局： はい、13ページから議案第2号、農用地利用配分計画(案)と言う事になります。具体的な内容については15ページ以降をご覧いただければと思います。先ほど集積計

画（案）で挙がってまいりました△筆でございます。こちらにつきまして令和△年△△月△日から令和△年△△月△△日までの△年△ヶ月を期間とした貸借権の設定でございます。賃借料につきましては△△a 当たり年間△△キロと言う物納での契約でございます。借受人の経営の意向なりが17ページ、経営の状況等が18ページに載っております。以上議案第2号の説明でございます。

議長： ありがとうございます。議案説明を行いました。質問、意見のある方は挙手をお願いします。先ほどの案件の受け手の方の案件でございます。特に無いようですので質疑を打ち切り採決を取ります。議案第2号、農用地利用配分計画（案）につきまして、原案賛成の方の挙手を求めます。

委員： はい（全員挙手）

議長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案通り決定をいたしました。続きまして議案第3号、非農地証明について提案説明をお願いします。

事務局： はい、議案第3号、非農地証明の申請についてと言う事で、お手元の資料19ページ以降に載せさせていただいております。報告事項（2）の方で報告をさせていただきました〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの相続の△△筆の内△筆について、非農地証明の申請が出ているものでございます。場所につきましては19ページに記載のとおりでございます。詳細は〇〇△△△番、同じく△△△番、〇〇△△△△番△、〇〇〇△△△番△、〇〇△△△番でございます。地目はご覧の通りでございます。地籍につきましては△筆の合計で△、△△△㎡でございます。転用地目については何れも原野と言う事でございます。適用に付けておりますが、現況は既に原野化しており、農地として使用する予定がないためと言う事でございます。20ページ以降に現地の写真等を付けさせていただきます。何れも20年以上耕作がしてない状態でございます。以上3号議案についての説明に代えさせていただきます。

議長： はい、非農地証明について提案説明がありました。本件について担当の神庭推進委員さんに現地調査を頂いておりますので、コメントを頂きたいと思っております。

神庭： 7月28日に現地確認をしました。見るからに原野と言う事で、提案のとおりだと思います。

議長： これは非常に良く分かる写真ですが、これは神庭推進委員さんですね。ご苦労様でした。それでは質疑に入らせていただきます。質問、意見のある方は挙手をお願いします。無いようですので質疑を打ち切り採決を取らせていただきます。議案第3号、非農地証明の申請につきまして、原案賛成の方の挙手を求めます。

委員： はい（全員挙手）

ます。先ほどと同様に既存の事業用地に隣接した場所での申請と言う事になっております。34ページは切図で赤いところが申請地でございます。35ページをご覧ください。土地の利用計画と言う事でございますが、5号議案につきましては右下の△△△番△でございます。こちらについては〇〇〇さんの〇〇〇と言う事でございますが、浸透枡を2機設置をして地域外への汚水、雨水の流出の対策をしていると言う事でございます。36ページは航空写真でございます。赤く塗ってあるところが当該地でございます。以上4号議案、5号議案合わせて説明をさせていただきました。よろしくお願いをいたします。

議長： ありがとうございます。それでは地区担当である宇田川推進委員さん或いは船越委員さん、補足コメントをお世話になれますでしょうか。

宇田川： 前回〇〇〇や〇〇〇〇〇の施設が立ちました。更に面積取得と言う事ですけども、33ページに水路が入っているのがお分かりでしょうか。全く農地がない所にもその水路があって、大雨が降ると流れ込む、実際に〇〇〇〇さんの方は集中豪雨になると溜枡だけでは持ち切れずにあふれている、見に行きましたけれども、そうするとその水路に全部流れ込むんです。33ページの一番下側のところは水路が低くて〇〇〇が高いんです。ですから全部流れ込んでいるのが現状でして、これを解決しないと殆ど日野川沿いの、国道沿いの田んぼはこの水路から水を取っているのが問題かなと、国道のそばに水路があるんですけども、道路公団をお願いをして、そこは県道になるんですが、そっちに流すような構造にしてもらいたいと言う思いと、これは〇〇〇〇〇〇さんに言わないといけません、水路を駐車場よりも高くしてほしいなど、そうしないと駐車場の中の現場の水が全部水路に流れ込むと言うのが現状で、そこら辺の話もしてみたいなど、まだ本人とは全く話をしてないので、これは言うて良いのか悪いのか分かりませんが、〇〇〇〇〇〇さんのすぐ下の方に〇〇〇が出来るらしいです。33ページの上の方の黄色い所の半分を〇〇〇が取ると言う事なので、半分は農地が残るのでかなりの排水路をうまくやって頂かないと、日野川沿いの田んぼは無くなってしまおう、と言う事で心配をしているので、ちゃんとした格好にしてもらいたいと思います。

議長： 宇田川さんの話で、国道の日野川沿いの田んぼの水路に全部流れ込むわけですね。

宇田川： そうです。

議長： 今の状態で、ですね。これは溜枡を作ってもらっていますけれども、それもなかなか大雨になるとオーバーホールをして機能をしないと言う事ですね。

宇田川： ただこれだけの面積で沈砂させると言っても知れた良なので、とてもじゃあないけど畑でも畝のそこに水が溜まるくらいこの現場の水が流れ込んでしまいます。

議長： まず補足説明を頂きましたので皆さんからの質疑に入りたいと思います。十分意見交換をお願いしたいと思います。この案件は皆さんご記憶にあるかと思いますが、平成△

年の△△月から△△月頃2つの物件の5条転用がありまして、その時にいろいろと問題が生じたものですから、最初の審議では〇〇〇〇と言う事で、改めて宇田川推進委員、船越委員、私も帯同させていただきまして現地確認をして、〇〇〇と対応方向を検討したうえで再度提案を頂いて整理をさせて頂いた、そういう案件です。これに加えて更に2つの物件がこの度農振除外案件として出てきたと、これは将来はおそらく農地転用、5条案件になるのではないかという風に思いますが、宇田川さんが実際〇〇の〇〇の土地を所有して耕作をされておりますので、そう言った実態をよく承知の上ご発言がございました。皆さん方の方から違った角度でご意見、ご質問を頂けたらと思っておりますがいかがでしょうか。

松 原： 良いですか。ここは前からちょっといろいろ揉めた所です。今回農振除外と言う事で、5条の農地転用が次回になって、その時に構造的なもの、この間〇の〇〇〇の時にかなり厳しくされましたね、構造が出来ていないと、高さとか規模か分からないと言われたんですけども、これもただエル型擁壁しか書いてないし、構造図とかそういうものも全然分からないですね、柵にしてもどんな物か、それは5条の転用の時にそういう図面も付けて出すと言う事になるんですか。

議 長： 事務局の方これはどういう事になりますか。そういうものはきちんと出してもらわないといけないんですが、そこには関係者との事前の協議が当然必要になって来て、それに基づいた図面設計を出して頂いて農地転用、5条申請と言う事になるという風にやってもらわなければならないなという風に思っておりますが。

松 原： この図面では分かりませんね。

議 長： 私も自信は持てないんですが、今回は農振除外案件として審議決定することが妥当かどうか、松原代理がおっしゃった様に、そこまで踏み込んだうえで農振除外の審議決定をする方が良いのではないかと、どちらの選択をしたらいいのかと言う事の整理がつかないんですけども。

宇田川： でも、除外にしました。じゃあ取得します。でも計画書を見たらこれではいけません、では通らないでしょう。だからそれを見て全てやらないと、これの逆転なら良いですよ、〇〇〇〇〇〇さんの方が日野川側でこっちが農地であれば何の問題もないけど、大きな〇〇〇になるので、〇〇〇〇〇〇がしてあるので、地のところもありますけど、全部雨水が流れて来るんですよ、集中豪雨になると。

議 長： それでは農振除外と5条転用はどちらにしてもセットの問題ですから、前回の5条転用の際に国道に面したところは駐車場より一段低い所ですから、社長も将来的には取得をしたいと言う様な意向も持っておられた、これはおそらく出て来るんだろうなという風に思っていました。ただもう一つの物件は全く想定外で、隣接地だから出てきたのかなという風に思っていますので。

宇田川： もう一つ話しておけば、29ページの申請地、黄色い車が並んでいる後ですけども、ここは雨が降ると全部流れ込むんです。何もできない状態、野菜も何にも、何れはここも買ってもらわないと農地では使えませんと言われていましたから、それから調べて行ってみると土手を高くして水を落ちなくすると言う話でしたけれどもやってないんです。ここはイノシシが出ないので良いよと言う事でサツマイモも作っていましたけれども、雨が降ると豆も何にもみんな枯れてしまうと言う事が出されたのは良いけれども、それが今度は尾を引いて水田の方のそういった問題が出て来れば大変なので、

議長： この物件は宇田川推進委員が言われる様に当初から予定をされていた。時期がいつになるか、ただこれによって当時整備をした溜枡が機能しない、周辺の水路に全部流れ込むと言うのは、前回の計画からしてちょっと納得できないなと言う思いがあります。

宇田川： 33ページの図面を見れば丁度水田のところで切れていますがこれはまっすぐ下に向かって流れているんですが、そこの〇〇〇〇のところから駐車場の水が出れば問題が無いんです。おそらく〇〇〇が出来れば農地を高くすると思うので自ずとそっちの流す様にはすると思うんですけども、それに合わせて〇〇〇〇〇〇さんもやってもらうのが良いのかなと言う思いでありますけど。

議長： 事務局の方にお尋ねしますが、これは単に書面点検だけで現地確認と言うのは、現地説明とかは受けてないですね。

事務局： 農業委員会としては現地確認はしていませんけれども、今回は農振除外の転用案件なので、産業建設課から頂いたのをそのまま議案として挙げさせて頂きました。

議長： はい、分かりました。ただ農振除外を先行して許可して、農地転用5条案件の時にガードをはめて、そういう諸条件をクリアすると言うよりも、今の段階である程度の事前の整理をしておく必要がありますね。農振除外をしておいてなんで5条転用をしないのかと言う、その時に議論するのではなしに、将来的に今の段階で、今の現状、前回の約2年前の出来事がありますので、そこの対処方向が周辺農地に影響を及ぼしていると言う事を先ず確認をして、現地で立ち会って、それをどの様にクリアしたうえで今回の件を当てはめるかと言う、現地確認を農業委員会としてやるべきですね。

見山： ちょっとすみません。駐車場と国道の間には側溝はないですか。

宇田川： 道路の側溝はあります。

見山： その側溝が全然活用できてないと言う事ですか。

宇田川： その側溝も全部井手に、水路に入ります。

山 本： 実には〇〇〇〇さんの方から連絡がありまして、買収は随分前にされている様でして、ただ買収だけは終わっておりますけれども、後の手続きが長年出来てなかったと言う事で、今回申請をされたと言う事でございます。よろしく申し上げます。

議 長： ありがとうございます。それでは質疑に入ります。本件について質問、意見のある方は挙手をお願いします。

遠 藤： すみません。この土地について現状はどう言った状況なんですか。

山 本： 現状は原野です。

議 長： その他無いですか。無いようですので質疑を打ち切り、採決を取ります。議案第6号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見具申について、原案賛成の方の挙手を求めます。

委 員： はい（全員挙手）

議 長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案通り決定をいたしました。以上議事は終了いたしまして、日程に従いその他に入ります。まず（1）第20回鳥取県農業委員会女性協議会定期総会及び研修会が開催されました。本町から大変お忙しい中船越委員さんの方に出席を頂いておりますので、口頭で結構ですので報告を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

船 越： 定期総会と言う事で、メインは令和3年度の事業報告、決算、令和4年度の事業計画、予算についての審議でして、37名中12名が出席で、後の方は皆さん書面決議という風な形で、出席をされた方は少なかつたんですけども、行ってきましたので報告をさせて頂きます。予算決算についての審議と研修会と言う事で、中国四国ブロック農業委員会女性委員件数会と言う事で、DVDでの研修と言う事で事例発表を視聴してきました。

議 長： ありがとうございます。出席者が少なかつたようではありますが、日野郡からは何名か出ておられましたか。

船 越： 日野郡からは2名出席でした。日南町さんは欠席でした。

議 長： ありがとうございます。ご苦労様でした。それではその他につきまして一括して事務局より説明をお願いします。

事務局： 1ページに戻って頂いて、次回の農業委員会総会の予定でございます。期日が令4年9月8日木曜日、開始時間を午前8時30分から、会場についてはこちらの2階多目的室で予定をさせて頂いているところでございます。次に農地相談会でございます。8月25日木曜日、午後1時半から3時半、場所は役場1階相談室1、今回の担当委員さん

は松本委員さんと加藤委員さん、会長の2名と言う事でございます。9月は9月22日木曜日、時間は同じく午後1時から3時半で場所は1階相談室1、担当委員さんは高津委員さんと宇田川推進委員さんの2名のなっておりますのでよろしくお願いをいたします。それとお手元に令和4年度人権・同和教育講座、たんぼぼ学級と言う事で8月22日、26日、時間が昼の部1時半から2時半もしくは夜の部が7時から8時と言う事で、第1回のたんぼぼ学級でございます。内容についてはDVDの視聴と言う事で、会場が江府町役場2階多目的室でございます。第2回目も来ております。裏面をご覧ください。第2回の方が9月5日月曜日、6日の火曜日と言う事で、時間が同じく昼の部と夜の部に分かれております。会場はこちらで内容についてはDVDの視聴と言う事でご案内が来ております。皆様方の積極的なご参加をよろしくお願い致します。以上です。

議長： ありがとうございます。この点について何かご質問はございますか。以上であります。今日は丁度産業建設課の末次課長がお見えですので、いきなりですみませんが、日ごろの農業振興施策について何かわたくしどもの方に知らせたい、周知したい、あるいはこう言う事をやっているよ、と何かご発言があったら、良い機会ですのでお話が出来る事があったらお願いしたいんですが。

末次課： はい、ありがとうございます。ご紹介いただきましたので、最近の情勢、状況についてご説明をさせて頂ければという風に思います。いろんな作物の収穫時期を迎えられると言う事になると思いますが、農業公社の関係で8月19日納品で水稻のコンバインを導入させて頂く様にしてしております。農業公社の機械も老朽化しております。順次入れ替えをさせて頂いて、故障等でのスケジュールのズレと言うものをなくして行きたいと言う事もありますので、新型のコンバイン4条刈りを入れさせて頂いて、対応をして参りたいという風に思っております。併せて水稻が終わればソバの収穫と言う事でございます。ソバの方も昨年、1年前ですけれども汎用コンバインを導入しております。ただ、今の半導体等の生産調整等ありまして、昨年納期が遅くなってしまい収穫時期に間に合わなかったと言う事がありまして、今年初めて秋の収穫に昨年入れた機械が間に合うと言う形です。今年は汎用コンバイン2台体制で収穫に当たって参りたいと思っておりますし、乾燥機の方も1台増設をさせて頂いております。皆さんにせっかく栽培をして頂いたソバを収穫適期に何とか高品質の内に収穫をしたいと言う事から、収穫体制の強化を図らせていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。その一方で既に聞いておられる方もいらっしゃるかもしれませんが、全国的にソバの在庫がだぶついている状況でございます。だぶつきと言いましてもまだ農協の倉庫にある、売れないと言うのが今現在全国的に起きている状況でございます。江府町はソバについては基本的に鳥取西部農協さんを通じて販売と言う事でございます。お隣の島根県が一番の販路と言う事になっているんですけども、今ここはなかなか売れない、一つには蕎麦屋さんがコロナの影響で営業がフルに出来ないと言う事が要因でございますし、次の要因としては江府町の様に耕作放棄地対策もしくは地産作りと言う事で、ソバが非常に作りやすい作物と言う事から、島根県内でも耕作放棄地対策でソバの推進が進んでいる様です。従来江府町産のそばを買っていただいていた業者さんに少しは島根県産のそばも買ってくれ、と言った様な話がある様でございますし、なかなか今までの様に買取りをして販売をして行く

と言う事が難しいと、そう言う中で農協さんの方からは17ha分しか取引が出来ないと言う様なお話を頂いております。江府町の実際のソバの作付け面積は既に40haを超えておまして、先ほど農業公社の収穫の話をしました、水稲については年々収穫量が下がっている、コンバインの作業量が減っている状況です。ピークは74ヘク、75ヘク位水稲のコンバイン作業があったんですが、現在では40数ヘク程度まで水稲の作業が落ちています。これは水稲をやめられるというマイナス要因と合わせて集落営農が進んできた関係で公社が作業をする量が減っている部分もあります。その一方でソバが非常に近年伸びていると言う事で、ソバの今年の作業取り纏めはおそらく40haを超えて来るのかなと、始めて水稲の面積をソバが越えるかもしれないと言う状況です。農協が買うと言う17ha以上の物をどうやって行くかと言う事なんですけども、農協さんは買ってはくれますけども、ソバとしてではなく雑穀と言う扱いでの買い取りしか出来ないと言う事です。そうなりましとソバも単価が乱高下する作物ですけども、全体のソバの取扱量、雑穀を合わせた分での取扱量を最終的に均して農家の方にお返しをさせて頂くと言う形になると思うんですが、おそらくそうすると100円を下回る様な単価でしか清算は出来ないのかな、という風に危惧をしているところでございます。北海道、信州辺りの大生産地、ここがひとたび不作になれば国内産のソバが一気に品薄になりますので、需給バランスはある程度戻るのかなと言う他力本願みたいに所はあるんですが、合わせて地元で何とかソバと言うものを消費していく事も考えて行かないといけないのかなという風には思っております。ただなかなか直ぐ直ぐに対応できません。そうした中でソバの推進補助金と言う事で、単価の下落部分を何とか補填をして行きたいと言う施策を打っております。町長自体は価格の下落対策と言うのはあまり賛成しない、基本的には推進型のお金を使いたいと言う方針ですので、その作付面積に対して価格の下落どうこうではなしに、若干の上乗せをさせて頂いて農家の方の経営の助けになればと言った形の準備をさせて頂いております。それから農業委員会の皆さんにご報告をさせて頂きたい案件が2つございます。1つは梨、1つは牛でございます。梨についてですけど、農業公社で13aの農地で試験栽培をしておりましたが、これを何とか江府町の特産として面積拡大をして行きたいと言う事で今動いております。栽培面積50aの果樹園を整備したいと言う事で準備をさせて頂いております。予定地としては宮市集落の俣野宮市線の高速の手前辺りに50a纏まった農地を地元からお借りをさせて頂ければ、と言う事で準備をしているところでございます。当初は新甘泉だけでと言う事で考えていたんですが、そうすると非常に短期間で収穫作業をしなければならないと言う事で、「逆に人件費でマイナスが出ますよ」と言うご指導を頂きまして、50aの果樹園の中に4品種の梨を植え付けていきたいと、要は早い品種から遅い品種までのリレー出荷をする事によって、50aでも一人若しくは一人プラスアルファの人間で何とか梨園の経営が出来ると言う様な試算もありますので、そういった形で準備をしております。基本的に補助事業を使って梨園の整備、その後に果樹ですので植え付けをした後3年の育成期間がります。その間は収入がない状態なんですけども、その期間を農業公社の方で梨園の管理をする、成園化されたものを梨の栽培農家さんにアパート形式で貸し出しをすると言う方式を考えているところでございます。実際の栽培予定者については農事組合法人宮市さんを予定しております。実際の作業をされる方は現在農業公社にお勤めの地域おこし協力隊の福島さん、御机に住んでおられるんですが、この方が実際の労働力と

して宮市法人の中で梨作りをされると言った形での準備をさせて頂いております。農地については宮市の地権者の方から農地中間管理機構を通じて集積させていただいたものを、育成期間については農業でお借りをして育成、その後実際に栽培される方への転貸と言う形です。そのメリットは先ほども言いました、アパート形式をしております。本来梨園をする際は補助金があっても補助残部分、それから投資をした後3年間収入がないと言った事で、儲かる作物だとわかっていても飛び込むためのリスクが高いです。そのリスクを取るためにも初期投資をなくす。栽培される期間だけアパート、家賃を払って頂くと言う形を取っております。仮に何らかの理由で梨から撤退をしないといけないと言う不測の事態があっても通常でしたら借金が残ります。ですがこの形式ですと家賃を払っていただいているだけで良いと、残った分については退役をして頂いて新たな生産者を見つける、もしくは最悪の場合農業公社直営で果樹園を運営する、と言った様な形での構想をしているところでございます。すでに地元の地権者の方、集落への説明は終わっております、これからは国の方に計画シュミットと言う段取りでございます。改めて農業委員会の皆さんに事業の内容についてご説明をさせて頂ける機会を設けさせて頂ければと思います。それともう1つは牛でございます。鳥取県の牛と言うのは、ご承知の通り全国の市場の中で一番単価の高いものでございます。秋には鹿児島で全国共進会と言うものがある訳です。こう言った状況の中で実際江府町の和牛農家さんは10軒を切っていて、母牛の数は25、26頭まで減っている状況です。他県の牛の生産者からすれば何とか鳥取県の牛が飼いたいなど、お隣の島根県と比べても7、8万以上単価が違いますので、鳥取県の牛飼いは全国から見ればいい状況だと思いますが、その一方で江府町からすれば、こういう良い状況でありながら和牛農家さんについては後継者がおられない、高齢化が進んでいると言う状況です。これを何とか打破して行きたいと言う事で、一つの大きなプロジェクトを動かさせて頂いております。詳しい内容についてはまた総会等のお時間を頂いて皆様にお知らせをさせて頂ければと思っておりますので、またよろしく願いをいたします。

議長： はい、ありがとうございます。課長の方からソバの推進補助金の件、梨の果樹団地の件、そして畜産振興、そう言う所について情報提供を頂きましたが、皆さんの方から何かご質問等はございますか。

松原： 良いですか。この間農業会議の倉益事務局長さんの研修会があって、大分法律も変わって今までやってきた人・農地プランが法的に位置づけられて、しないといけないと言う事で、これは行政と農業委員会が一緒になって進めないといけないと言う事ですが、具体的には図面に落として行かないといけないんですか、そう言うのはどういう風に今後進めて行かれる様な方針ですか。

末次課： 人・農地プランと言うのは義務付けと言う形になって来ると言う事なんですけども、大切なのは、1つは前にも申し上げたかもしれませんが農地台帳、法定台帳に位置付けられている農地台帳の制度を早く上げていただきたいと言う事が要望としてあります。要は残す農地、既に荒廃していて諦めようと、例えば植林なり原野化しかないと言う所の線引きをして頂いて、残されたところについては地域の方と一緒にどのように活用

をして行くか、と言う事の話し合いを詰めていく事しかないのかなという風に思います。それをするためには先ずは集落営農、地域営農の勉強会が入口になるのかなと、実際に組織設立に向けて出来るかどうかというのは次の段階だと思うんですが、地域の農業の担い手が個人さんであった場合に、地域の皆様の協力、サポートと言うものがなければ個人の農家さんで頑張れば非常にハードルが高くなると思います。どう言った形で地域の農業を進めて行くのかと言う事を、地域の方が一緒になって話し合いが出来る様に、その為にはやはり集落営農の勉強会、その上でその地域にあった営農の形を選択していただいて、と言う事が一番なのかなという風に思っております。そうした中で言っても農業は儲からない、大変だという声があります。それからうちの集落にはもう担い手がないと言う所も当然あります。先ほど言った様な梨の事業、牛の事業と言うのは、1つには高収益が期待できる、要はお米中心でありますとどうしても今の状況、米価が下がっている状況で農業の継続的な未来を考えた時に非常にハードルが高くなります。しかし儲かる部門を設ける、もしくは「江府町の農業は元気なんだよ」と、「同じ農業をするのなら江府町でしたいよね」と言って頂ける様な状況、もしくは「江府町に戻って来て農業をしたいよね」と言って頂ける様な一つのものが必要なのかなと、そんな中で今言った様な梨の事業であったり和牛の先ほど言った様な事業を一つの目玉にさせて頂いて、魅力がある農業と言うものを作って行きたいと、「じゃあうちの集落も梨を作ってみようかな」もしくは「出来れば牛飼いをもう一回してみようかな」と言った選択肢が増えて来ると言う形が取ればという風に思っています。

議長： その他いかがでしょうか。また主幹部署と農業委員会は連携を密にして取り組んで行きたいと思います。ソバの推進補助金とか果樹団地、畜産振興と言う事について、町当局が前向きに方向性を示して頂いて、取り組んでいただけると言う事は非常にありがたい事だと思います。行政と農協が連携して江府町の農業振興を図って行く必要があると思うんです。江府町の以前の農業振興は伝統ある米と繁殖和牛の畜産と高原野菜の大根、これはやっぱり当時の役場と農業協同組合が良く連携をして地域の農業振興を図っておられた。畜産でも農協の指導者がいらっしゃって畜産振興をされて、全国有数の繁殖和牛の産地になった、高原野菜でもしかり。侯野の加藤さんが常務理事になられて、かつての江府町においては加藤富郎さん以来の鳥取西部農協の常勤役員に就任されたんですが、地区選出ですから時期を見て、地元である江府町の今後の農業振興について加藤新常務がどのようなお考えを持って振興を図られようとするのか、また今後江府町行政当局とどの様に連携をされるのか、その辺も少し落ち着いたら話をしてみたい、意見交換をしてみたい、そんなことも思ったりしております。それでは慎重にご審議を頂きました。武庫の農振除外案件は申し上げたような整理をさせて頂いて、これから農業委員会と産業建設の方で今後どういう対応をするか、人選も含めて対応方法を整理いたします。その際にはこの中の関係の皆さんにはご足労、お世話になろうと思います。この案件は前回の事もありますので、関係者で事前に打ち合わせをして現地確認、現地協議をするそう言う段取りで進めて行けばという風に思っておりますので、この点引き続きご理解ご支援のほどお願いを申し上げます閉会のご挨拶とさせて頂きます。ありがとうございました。

令和 年 月 日

署名委員 10番委員

署名委員 1番委員